

代に迄推進したのである現今産業道路即自動車道路の開設は何を置いても遂行しなければならないものとなつた。自動車網の完成などはその一手段に過ぎないのである。宜しく積極的に自動車の交通と相關々係を有せる道路の改良に進展すべしであらう。

(1) Ely & Wicker, Elementary Principle of Economics-Revised

P. 178

(2) 田島博士「經濟原論」一九九頁

(3) Principle of Political Economy, Carver P. 237

(4) 「明治大正史」(實業之世界二十周年記念)四〇一頁以下
太陽臨時増刊、明治史第五篇「交通發達史」六頁以下

(5) 「明治大正史」四一七頁

(6) 高橋龜吉「自動車」「社會科學大辭典」四四六頁

(7) 藤原俊雄「自動車道路開設の機路」道路の改良第十二卷第十號(所載)一〇頁

並木に就て

併せて何故に岩手縣内國道の並木を伐り拂ひた

るかを當時の土木課長中川幸太郎氏に説明を求む

池本泰兒

吾國に於ける道路並木の沿革を略説し、古來、如何に並木が重大視されてゐたかを、一通り述べて見たい。沿革を

述べると云ふても、一二三の手元にある書物から、書き出す

だけである。何も手に入れる事のハツ難しい古い記録から、

探しだしたものでなく誰れでも得ることの出来る、普通の歴史書にあるものなのである。この事は、一方に於ては如何に並木と云ふものが、重大なる事物となつてゐたかの證據にもなる。此處で、一つお断りして置かなければならぬ事は、この並木の事を書かうと思ひたつてから未だ十日位で、其の間に日本歴史に、一通り目を通して、並木の部分だけを拾ひ出したのであるから、隨分見落してゐる處があらうかと思ふ。然し同じ様なことを長々と書いては、讀まれる方も退屈だらうし、又雑誌の編輯者も、許して呉れないだらうから、寧ろ反へつていゝかも知れない。

引用した書物は、「驛遞志稿」、吉田秀雄著「日本社會經濟編年史」、大藏省編纂「日本財政經濟史料卷四」の三冊である。

引用した文章の後には、夫々「驛」、「吉」、「大」として置くことにした。大體年代順に書くつもりであるが、時代を知る便の爲に、一々煩雜をいとはず紀元の年數を書いて置いた。

紀元一、四一八年、天平寶字二年六月普昭城外の路傍に

探しだしたものでなく誰れでも得ることの出来る、普通の歴史書にあるものなのである。この事は、一方に於ては如何に並木と云ふものが、重大なる事物となつてゐたかの證據にもなる。此處で、一つお断りして置かなければならぬ事は、この並木の事を書かうと思ひたつてから未だ十日位で、其の間に日本歴史に、一通り目を通して、並木の部分だけを拾ひ出したのであるから、隨分見落してゐる處があらうかと思ふ。然し同じ様なことを長々と書いては、讀まれる方も退屈だらうし、又雑誌の編輯者も、許して呉れないだらうから、寧ろ反へつていゝかも知れない。

引用した書物は、「驛遞志稿」、吉田秀雄著「日本社會經濟編年史」、大藏省編纂「日本財政經濟史料卷四」の三冊である。

引用した文章の後には、夫々「驛」、「吉」、「大」として置くことにした。大體年代順に書くつもりであるが、時代を知る便の爲に、一々煩雜をいとはず紀元の年數を書いて置いた。

紀元一、四一八年、天平寶字二年六月普昭城外の路傍に

果樹を植ゑ、行人隠に就き飢者に實を啖はしむ。(續日本紀卷二十)〔吉〕

紀元一、四一九年、天平寶字三年六月敕して畿内七道諸國驛路の兩傍に、遍く果樹を種へしむ。(類聲三代格)〔驛〕先づ右の二つが並木に關する最初の記録の様に思はれる。

右の二つでは、丁度一年違つただけで、殆んど同じ年であるから、或は一つことが一年どちらかが、年代を間違へたのかも知れない。又は二三年も續けて、此の事業をやつてるて、度々敕令を別々に擧げたのかも知れない。並木に食用の果實がなるなどと云ふ事は、今日ではちよつと想像も出來ない。當時の太平さが覗はれるではないか。

紀元一、五八四年、延長五年十一月十一日時の公卿藤原忠平等が、延喜式十二卷・延喜式五十卷を表進した。(日本紀略)この延喜式は、日本に於ける最初の完備した法律であつて、其の雜式に、驛路の邊には果樹を植ゑ往還の人の休息の便をはかり、若し井泉なき處には井を堀る〔驛〕ことが制定されてゐる。

之れ等平安朝時代から鎌倉時代、南北朝時代、室町時代戰國時代を経て織豊時代に入るが、此の間約六百五十年の間は、全くの内亂の時代であつて、道路にかまつて居られなくなつた頃であるから、並木に就ては一つも記録がない。

織田信長が天下を統一してから信長は隨分道路に關心を持つてゐて、並木を植ゑたりすることも、信長の創意にかかるものがあつたのではないかとも思はれる。徳川家康が、並木を植ゑさせたことなど信長のやつた事に倣つてやつたものである。

紀元二、一三五年、天正三年織田信長は東海、東山の道路橋梁を修理し、(道は三間半徑は三間)兩側に松柳を植ゑた。(御謁殿記)(一位入道記)(吉)

これから徳川時代になる。徳川時代には、現在の吾國の幹線道路と云はれるものを、略造つてしまつたのである。寧ろ今日の道路よりは、もつと立派だつたらうと思はれる。今ある並木だつて、大部分當時のものだし、明治になつてからは、日清、日露の大戦争當時及鐵道敷設時代に

道路は隨分放任されてゐたので、非常に損んでゐるからである。

徳川家康が幕府を江戸に開いたのは、慶長八年である。

紀元二、一六四年、慶長九年二月十七月に徳川家康は、日本橋をもとと定め、東海道及越後、陸奥等の諸道へ一里塚を築かしめた。此の時迄は、里數は名のみであつて、一里の町數も一定してゐなかつたので、地の三十六禽を表し三十六町に定め、塚の上には榎を植ゑさせた。道路の幅五間、一里塚は五間四方である。木曾路も亦同じく並木を植ゑさせた。〔驛〕〔大〕

道の左右へ松を栽しめられ、夏は木蔭に休らひ、冬は風を除て、旅人の憩養となし給へり。(武江年表一)(大)

慶長十七年、東海道、中仙道一里塚出來候、御用樽屋藤右衛門、奈良屋市右衛門兩人へ被仰付、道中へ罷出差圖仕、一里塚築立罷歸り候節銀子拜領仕候(東陽實記)(落葉集)(驛)(大)

紀元二、三七八年、享保三年十二月に徳川綱吉は驛路の

行樹を養殖す可きを申令して居る。(新選憲法秘錄卷一)

〔吉〕

紀元二、四二二年、寶曆十二年六月二十八日に、東海道

の並木に就て、道中奉行の達しが出でる。

東海道筋並木之儀は、旅人往來之助にも相成候事故、枯木、風折、根返等苗木植足可_レ致事にて、東海道之内、遠州三州邊は往還通並木植付道造り等、手入宜有_レ之趣に候處、

品川宿より駿州迄之間、苗木植足し道造手入等も無_レ之、其上堀付候故、大風之節根返りに相成候所、又は一向並木なき場所も有之趣に相聞候、依_レ御料者御代官、私領者領主地頭より其所へ申渡、道幅切狹め候之所は、吟味之上前後道幅同様に道造致させ、道幅相應之場處、以來は道幅不_レ狭致し、並木敷地者小土手築立、田畠地境も定杭建_レ之、村々高割に帳場を割付、並木、枯木、風折、根返之分、早速苗木植繼、往還筋道造等大破不_レ及様、無_ニ懈怠_ニ念入致様申渡、右之趣宿々問屋會所へ書付張置、永々違失無_レ之様宿々へも申渡候様、御料者御代官、私領者領主地頭へ可_レ被_ニ申

渡候、且中仙道、日光道中、奥州道中、甲州道中之儀、右同様御申渡候

五月

右之通松平右近將監殿御書付を以、被_ニ仰渡候之間被_ニ其意、宿場并間之村々共へ往還通並木儀、御書付之趣被_ニ取計、村々町場割付等被_ニ申渡、以上委細書付を以可_レ被_ニ相届候(令條秘錄八)(大)

之れに依ると品川から靜岡あたりまでは並木もわるいし道路の手入れも行届いてゐないが、靜岡あたりから岡崎邊まではいゝと書かれてゐる。現在の神奈川縣内の並木の立派なのや、並木敷の土手になつてゐるのは、此の達しがあつてから、修築されたものと見える。遠州三河の並木は今だつていゝのを見れば、それからの手入れも宜かつたのだらう。そして之れ等の修理は沿線の者にやらせてゐたことも此の達しで覗はれる。尙此の達しには中仙道にも、日光街道にも、奥州街道にも、甲州街道にも同じく適用すべき旨が書いてある。

紀元一、四三二年、安永元年一月徳川家治の時に、五海道の並木保護に就て督諭してゐる。其の原文を擧ぐれば

御勘定所より御留守居へ御達被仰渡

五海道往還並木之儀、根際迄堀耕候ヶ所有之、右故根返りも有レ之趣に相聞候、先達而より度々申渡候通並木敷地之儀共、定杭打置可申處、無_ニ其儀等閑之至候、以來定杭打置、右敷地内少々にても堀耕候はば、急度可_ニ申付一間、此段村々へ申渡、各々も無_ニ懈怠可_ニ被_ニ仰付_ニ候

並木植継之儀、先達ても申渡候通、小苗木植付候而者、自ら族人踏倒、成木不致候間、以來は五六尺以上之苗木並能植付、添木等致、丈夫に置_ニ根付_ニ候様、農業之間手入致、若立枯候分は早速植直し候様、村々へ急度可_ニ被_ニ申渡候右之趣村々へ申渡、各々も無_ニ懈怠可_ニ被_ニ心付_ニ候、勿論御勘定所より差遣候御用往來之者へは、並木之様子見分爲致、若等閑之取計方も有レ之候は_ニ、急度相糺にて可_ニ有レ之候條、此旨可_ニ被_ニ相心得_ニ候（公儀被仰出卷六）〔大〕

此の達しを見ると、先達より申渡候通と云ふのが、一箇

所もある。並木に就ては、いつもいつも何かと指示してゐたものと見える。又苗木のうちに植ゑると、旅人が踏み付けて、成木しないから相當大きなものにしてから、植ゑた方がいいと云つてゐる。大分縣で、此の間竣工した國庫補助で改修した龜岡別府間の道路の並木が、小さい苗の枝なのを植ゑてゐたので、全く枯れてしまつたのと、考へ合せれば面白いことだ。尤も之れは蟲に喰はれ、道路の土質も悪く、又海岸の風も影響してゐるにはあるが、元々若い苗木だつたから枯れてしまつたのだ。東海道・其の他の國道の、今日ある大きな松並木も、總て小さい木を植ゑつけたものだ。ちよつと今日あの並木が苗木だつたなどとは思へない位、堂々たるものだが、あれを大きくする迄には並大抵の手入れではなかつたらう。殊に松などと云ふものは、仲々着き難いものだから、補植にはどんなにか、苦勞したであらうこと想像出来る。

紀元一、四四九年、寛政元年徳川家齊の時に道中筋幅員と並木用敷地に係る制規を議決してゐる。

一道中筋道幅并並木敷地之儀に付、諸向より問合有レ之節、挨拶振之心得

道中筋道幅は其場所に寄不同に候得ども、幅貳間以上無レ之候而は、駄荷引違ひも難レ成、尤高嶺切通又は堀川等へ通渡候橋之内には、貳間に不レ至分も可レ有レ之候得共、右者樂々待合居通而も、僅之處にて差支無レ之、其餘は前書通貳間以上と被レ心得、若道幅貳間に難レ成所も有之候はば前後に見合、委細繪圖面を以可ニ申聞レ候、且並木敷地は九尺以上に無レ之候而は、風烈之節根返り等も有レ之事故、追々田畠之内へ切添之場所も有レ之候て、元形之通築足、以來切添不致様、取締儀申觸候事

(朱書)

右若、文政六未年十二月、竹中主税助家來より問合有之、下道中方にて御挨拶取調、其後右振合にて御評議相決、此上問合有レ之候節、心得之爲極置候事、申正月十九日書面之通、石川主水正殿へ上ケ置候事(新撰憲秘錄三)(大)

追書中にある文政六年とあるのは、天明六年の間違ひぢ

やないかとも思ふ。文政は寛政よりずつと後なのだから、道路幅を二間以上とする様に云ふてゐる。當時の交通要具から云つて二車線幅に採れと規定してゐることになる。夫敷は兩側で三間、有效路面二間で、合計五間以上の敷地が與ることになる。道路の有效幅よりも並木敷を廣く採らせることがや、其の並木敷を沿線の田畠に切り込まれることを防いで居ることなど見ても、如何に並木の保護に力を入れてゐたかもわかる。今、東海道を通つて見ると此並木敷が民地になつてしまつて道路面に沿ふて、人家が建つてゐる、又民地の庭木になつて屏のうちに入つてゐるものさへある。之れ等は東海道に限らず日本中並木のある道路には、どこでも見らるる現象である。之は明治の初期に斯くなつたので既に、民地に登録されたものもあるとの事だ。静岡縣では、其の部分の道路の改修の際には、之れを無償で戻して貰つてゐるとも聞いた。

紀元一二、四五〇年、寛政一年六月に再び五海道の並木保

存に就て、令してゐる。此頃、頻繁に並木に就て令を出して居るのは、慶長年間より並木の植付を初め此の時迄で約二百年になるから、並木の着いたものは、相當大きくなつて枯木等も出来るし、其の手入れにも、餘程力を注がなければならなくなつて來たのであらう。其の令を擧げると

道中奉行桑原伊豫守、根岸肥前守より御部屋へ御達書

道中奉行へ

五海道往還並木之儀、手入、植足并小土手築立、田畠境定杭建等之儀迄、寶曆年中相觸、其後安永年中も猶又並木敷地之定杭、立枯、植足等之儀委敷相達候上者、風折、根返り、立枯等有之候はば、奉行所へも相届、伐取之儀可ニ申付一管に候、以來猶更道中筋並木之儀は、何によらず一已に取計申間敷候、尤枝折、根返り等有之、通路之差支相成候はば、早速取除置、其段相届、其外手入、植足等之儀は、先年觸之通彌以無違失、嚴重に可ニ申付候

右之趣其向々へ可レ被レ達候

右之通松平伊豆守殿御書付を以被仰渡候間被レ得ニ其意、

右之趣宿場并間之村々へ申渡、各々にも無怠慢可レ被心付候、勿論御勘定所より差遣候御用往來之者へ並木之様子見分致させ、若等閑之取計方有レ之候はば、急度相糾にて可レ有レ之候條、其旨可レ被心得候、公儀被仰出地、公儀御觸留七十四〔大〕

何と今の道路取締令に於ける並木の取扱は、右の御觸れと全く同じものではないか。然し並木への力の入れ方は政府にしても、地方にしても、何か當時の方が強かつたのではないかと、文面からでは感ぜられる。

紀元一、四六三年、享和三年十二月徳川家齊の時に並木にからむ葛蘿取拂ひに關する申渡が出てゐる。

一道中並木之事

五海道往還並木之儀、葛かつら多くまとひ有レ之趣相聞候、右にて往々並木を枯し、不宜儀に候間、以來御料私領共、宿村々にて無怠慢取拂候様、出候之宿よりさき宿々に可ニ申送旨可ニ申渡候、尤御領、私領共最寄御代官にて寄々交付、其村村へ可レ被ニ申付候、以來御勘定所より差出候御用

往來之者も、其節見分りたし、若等閑之取計有レ之候は、可_レ相糾_レ問、此旨も可_レ被_レ申渡_レ候（新撰憲法秘錄一）〔大〕

紀元二、四八三年、文政六年六月に並木敷地補植修理の觸書が發せられてゐる。

觸書

追而此觸書早々相廻し、承知之旨別紙受書相添、宿送りを以_レ主水役所へ可_レ相返_レ候、以上

往還筋宿々並間之村々、道幅並木敷地之内、左右田畠用_レ水路等へ切添、又は並木立枯跡、小苗木不_レ栽立、定杭紛失之儘差置、其上下草刈場にも不致故、野火燒等にて立枯に相成候類も有_レ不_レ埒之事に候、前々申渡之趣堅く相守、並木立枯跡は勿論、一體間遠之場所は小苗木栽立、生木之分は時々下草刈拂、定杭紛失之分は其支配御代官、領主、地頭へ申立打建、並木敷地闕崩等は修復を加、左右田畠用惡水路等へ切添場所は、元形之通可_レ築立_レ候 原三條 右之趣於_レ相背_レ者、可_レ爲_レ曲事_レもの也

未六月十一日 主水

日光 奥州道中 水戸 岩槻道 佐倉道

右宿々問屋 年寄 間之村々 名主地頭

（新撰憲法秘錄三）〔大〕

紀元二、四八二年、文政六年七月には甲州道中垂崎、壹ヶ原、間葛木、金澤間、岩槻道中川口、鳩ヶ谷間・日光例弊使道五料、王村間の行樹を植へる様に令を發してゐる（憲法類集）〔驛〕

數々の抽象的の申渡の他に、右の様に區間を指示して、並木を植へさせてゐる。今日植えてゐる街路樹、並木は大概外國式の工法に倣つて、やつて居るのであるが、吾國では古くからやつて居ることなのだ。並木敷地の事など、並木を立派に成長させやうとするには、どうしてもなければならない。手入れを充分にやらなければいけない。街路樹の様に錦装した處に、三四尺の角形の敷地だけで、育てやうとするには、全く盆栽の手入れでもする位に、入念にやらなければならぬのに、東京府の放射及び環状線の街路樹の如きは、どの位手入れをしてゐるものか、私はもう數

年見てゐるのに、唯の一二回位枝切りをしてゐるのを見た事があるばかりだ。枯れてしまつて、間の抜けた處など、

二三十歩けば必ず見付かる位だし、甚しい處では、四五本連續してなくなつてゐる處さへある。生きてゐるものにも、生氣のない様にひよろくと辛くも、立つてゐる様なものもある。倒れない様に、鳥居形の添木がやつてあるのはいゝが、植えた時から二三年も、しばり直さないものだから、殆んど添へた横木を幹が巻込んで生長してゐる。添木が腐つて落ちた時に、その割れた様な傷跡が、むき出しへなつてゐて、酷たらしく感ぜられる。大風の時には其處から折れたりする。又巢鳴邊のは警察の仕事だらうと思ふが、並木の一本一本に「此の街路樹を大切に致しませう」とか書いた札をしばり付けて居る。しばり付けた針金は、木が育つて皮の中にひどく喰ひ込んでゐるし、又甚だしいのは、立枯れて皮のはげた棒の様に突立つてゐる木に、右の札がぶらさがつて居たりしてゐる。

紀元二、四九六年、天保七年四月徳川家慶の時、又並木

敷地補植修復の觸を出して警戒してゐる。

宿觸街

道筋並木之僕、文政度相觸候後左右へ闕崩れ候儘にいたし置、並木を倒又は枯跡へ苗木不_ニ植付_ニ場所も有レ之不埒に付、敷地闕崩れ候處は宿村役人共付添罷出、置土足土を可致候、且年來繁茂ひたし候並木有レ之候者、追々小苗木植立生育いたし候様可_ニ取計候、向後心得違敷地闕崩し候族於レ有レ之者可_レ爲_ニ曲事一條、其旨可_ニ相心得候、追而見廻り之もの差遣候間、無_ニ油斷_ニ手入可致もの也

天保七年申四月二十九日 内藤隼人印 河内印

(荷物貢目改所一件乾)(大)

紀元二、五〇二年、天保十三年九月には苗木の補植及境杭建設に就て、達しが出てゐる。

東海道筋往還並木之儀、炎暑又は風雨之節、旅人往來之助にも相成候事故、立枯、風折、根返等之跡地へ、苗木植足道造手入等取計之儀、寶曆十二年以來度々被_ニ仰出_ニ候趣を以、道中筋宿村へ相觸候儀も有レ之處、近來相弛、立枯、根

返等にて、並木伐取候跡地へ苗木植付無し之場所も有り之、其上並木敷地も田畑にいたし、並木際は堀付候故、大風雨之節おのづから根返等相成、右跡地一向並木無し之又は間遠之場所も有り之、或は根際にて焚火等いたし候儀も有り之候哉、悉焼木相成候分も有り之、左候而者根返、立枯等相成候基に有り之、畢竟下草刈等閑に致し置候儀迄相聞不束之事に候間、已來は前々相觸候通、並木敷地は小土手築立、敷地内之田畑へ切添候儀は、腹付いたし元形に復し、田畑地境へ定木打建、並木、風折、根返り等にて伐取候分は早速苗木植付、並木間遠之場所は又植足、成木方精々心付取計、敷地之分小土手築立、田畑地境へ定杭相建、相濟候はば、其段宿々より銘々支配御代官御預り所役場へ可ニ相届、尤以來不時見分之もの差遣候儀も可有レ之條、其旨相心得、都而寶曆度以來相觸候趣相心得、無懈怠一心付、等閑之儀等無レ之様取計もの也

天保十三寅九月十二日 能登 須部 神麻野 美濃澤
(荷物貢目改所一件乾)[大]

紀元二、五〇三年、天保十四年には勘定方普請役を發せしめて、路次の行樹を點検せしめた。(牧民全鑑)〔驛〕並木の検査に出張せしめた事が、日本歴史の記録になつてゐる事を思へば、並木の重大さも想像出来るが、それにも一般土木の仕事をして居る者は、どんな仕事をするにしても、慎重にやらなければならない。近代史が纏まる様な時には、すつかり各位の仕事も載らない事がないとも云へない。

徳川時代も此の頃から以降、明治の初期の間は政體の大變動のあつた、甚だ多事の時代になつたので、道路の事が今まで居られなくなつたから、當然並木に關する記録もない。一體に、土木事業は、平和の時の仕事なのだから。それにしても随分長々と同じ様な事を書いた。一々原文を舉げなくていい、やうなものだつたが、さうすると私の氣の付かないでゐる意味が、全然擧げられなくなる事を懼れたためで、相當煩雜になつた。又餘りに並木の部分だけ書いたから、同じ様な事が並んでゐる様だが、どうぞ其の觸

書の年代と、其の當時の時勢とを、よく考へながら讀んで頂きたい。歴史のうちの或る一部分の事を書くと、その事ばかりの世の中の様に思はれ勝だが、實際は今の世の中と同じで、多くの出來事の一部であるに過ぎないのである。

次は明治時代に入る。然し明治になると、私は未だ餘り調べてゐない。だから解つて居るだけにする。尤も私はも

つと細く明治道路史を調べたいとは思つてゐる。今、日本社會經濟編年史に出てゐるものを見ると、明治五年五月、道路並木を猥りに伐取る勿らしむ。(地方行政要覽) 明治八年六月國道、縣道、軍道を各三等に分類す(地方行政要覽)

明治十八年八月國道の等級を廢し、其の幅員は道路數四間以上、並木濕枝敷を合せて三間以上、總て七間より狭少ならざらしむ(地方行政要覽)

以上が明治のもので次が大正である。

大正八年四月に、現行の道路法が制定せられ、明治五年布告道路掃除の條目、同六年道路並木を猥に伐取る勿らし

むる件、諸街道里程元標、標柱の件、同九年國道縣道、軍道を定むる件、同十八年國道の等級を廢し幅員を定むる件、同二十年鎮守府に達する道路を國道に編入の件法令をこの時廢止することになった。

之れから道路取締令に於ける並木に關する部分を、少し書いて見る。

大正十年五月二十八日内務省令第一五號、道路維持修繕令に於て

第十二條 並木及道路ニ必要ナル樹木ハ之ヲ保護シ必要ニ應シ手入ヲ爲スヘシ街路ニ存スル花苑及芝生ニ付亦同シ並木ニ缺位ヲ生シタルトキハ之ヲ補植スヘシ

第十三條 左ニ掲タル場合ヲ除クノ外並木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採スルコトヲ得ス

一 枯損ニ係ルトキ

二 障碍ニ係ルトキ

三 非常災害ノ爲緊急ノ必要アルトキ

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ伐採前監督官廳ノ認

可ヲ受クヘシ、前項第三號ノ場合ニ於テハ伐採後直ニ監督官廳ニ之ヲ報告スヘシ

障害除却ノ爲必要アルトキハ並木及道路ニ必要ナル樹木ノ枝打ヲ爲スコトヲ得

と定められた。夫を大正十一年四月二十七日内務省令第十一號にて、第十三條第三項を、「非常災害又ハ危害防止ノ爲緊急ノ必要アルトキ」と、改正せられてゐる。之れ等に依ると、並木は無暗には、絶対に切られない事になつてゐる。然し枯損した時及障碍のある時ののみは切る事が出来るが夫には、内務大臣の認可を受けなければならぬ事になつてゐた。然しそれでは、切らうと思つてから、切つてもいゝとなる迄には、相當時日が掛り、其れ迄に交通者に危害を及ぼす事があるといふので危害防止の爲め場合には、認可を受けずして切つていゝが、伐採後、直に監督官廳に報告することになつてゐたのである。

之れを見ても、並木に對する政府の考へ方は明瞭である。斯く並木を保護し様と云ふ考へも、亦當然であると思へる。

並木は直接には、道路交通に必要ではない様に見えるかも知れないが、私は並木といふものは、道路夫れ自體だと考へるのである。並木を離しては、道路ではないとさへひいたい。人が着物を着る様なもので寒暑の調節をするばかりでなく、其の衣服の格好、模様等も吟味するので、夫れがあつてこそ着物である様に、道路上には並木だの、街燈だの橋梁の柱親だのと云ふ様に、相當の意匠があつてこそ、道路と云ふ事が出来るとさへ思ふ。着物は、寒暑を調節すればいい様なものだと、布を體に巻きつける様になつては、人間生活は出來ない。家だつて、車だつて、天井の高さが人間の背丈けあれば、足る様にも思はれるが、夫れでは氣持が悪いので、相當餘裕が取つてある。人間が氣持ちよく感することは、贅澤ではない、寧ろ必要だと思ふ。又日本に於ける幹線道路の並木は、徳川時代或は夫れ以前からあつて、並木としても完成せる立派なもので、間に合せに出来る様なものではない。夫と吾等の時代に、宛も引き續いたのである。之れを粗末には、絶対にしてはいけない。躰

木清方晝伯の「東海道を下る」と云ふ短い紀行文のなかに次の様なのがある。

『去年の暮押しつまつて、靜浦、修善寺、熱海と、やはり自動車を利用して七日の旅をしたので、沼津までは印象も新しい、戸塚、藤澤間の松並木道は去年の夏も越したことある、これから行程の中にどんなよい松並木を見出すかも知れないが、戸塚の並木は一といつて二と下らぬものであらう。

他の並木にもかなり古木は多いが兩側の土手がすつと低い、さもないと土手のない、常の街路樹のやうになつてゐる、戸塚のは左右の土手が高くて、その上に百年以上の老樹が亭々とのびて枝を交はし、松の葉は深く茂つて空を見せないやうなところもある。

東海道を通つて、しみぐと日本なるかなと思はせるのは、富士山と松並木である。

若し一度海外へ行つた人が、日本へ歸へつてこの街道を通るとしたら、富士山と松並木は、善美を盡した歓迎の宴

よりどんなにかれを樂しませるであらう。ダグラス夫妻があの素晴らしい歓迎を喜んだが、迷惑したかは私の與り知らぬことだけれど、かれ等の來た時、富士が出なかつたこの松並木も通らなかつた、假に私がかれ等であつたとする、踏み潰されさうな歓迎と、富士と松並木とでは、てんで問題にならない。

都會の街路樹にはすゞかけの木がよいと見えて、多く用ひられてゐる、植物園にはすゞかけの木の立派なのがある、併し、東海道がアスファルトになつて、松を伐つてすゞかけの木を植ゑる時が來はしないか。

現に藤澤の遊行寺の前あたりでは、道路擴張工事をやつてる。あの道幅を通すとしたら、松は伐られねばならなくなつて来る。

若し東海道の道幅を大にひろげなければならないのならアスファルトの新道を松並木の外に設ければよい、而してあの得難い松並木道は富士山の存する限り、日本の存する限り保たねばならぬものである。

繰返へしていふ、富士山と松並木とは、皇國日本の動きなき象徴であると。』

又波多野承五郎氏に、「東海道第一の絶景」といふ小品がある。夫れを擧げて見ると

『東海道の並木の松は、徳川の初期に植ゑたものだが、樹齡の長いものは甚だ少い。水田に沿ふた路傍の松並木は、樹齡百年以内で、然も風の爲めに傾いて、枝も充分茂つて居ないのが多い。湯本の三枚橋から舊道を登つて行くところに、徑三尺もあるやうな大きな松の並木が残つてゐたが、之は廢道になつたので、伐り拂はれてしまつた。現在の東海道國道中で、松並木の立派なところは、戸塚藤澤間と、豊橋・白須賀間とだ。天明年間出版の『繪入道中記』に、白須賀二川の並木は、見もので、二川までの間、家がないと言ふやうな事が書いてあるから、此界隈の並木は、昔から立派であつたと見える。而して此の地方は、乾燥した高臺であるから、並木の一本々々が大きい上に、それが長く續いて居る。其の間には水田がないので、村落が發達して

居る。従つて人通りも少ないから、自動車でドライブするには最も適當なところだ。

然らば、東海道中で、一番景色のよいところは、何處であるか、近江の湖や三保の松原、田子の浦の富士の景色などは、詩にも歌にも詠ぜられてよい景色となつて居るが、之等は一定の場所に靜座して見るべき景色に過ぎぬ。今の旅行者が、自動車をドライブしながら見やうと思ふ大バノラマは、箱根峠から三島に下る迄の間と、白須賀の舊道から新居へ來るまでの坂道である。白須賀の高臺からは、遠州灘が一眸の下に見えるので、之程快調な太景は東海道中第一であるのは勿論だが、他にも容易に見られぬところだ、明治天皇が東京へ御下りになつた時、始めて此處から太陽を御覽になつたと言ふ、由緒のあるところだ。

箱根宿と三島間の新道は、概ね舊道によつて造られて居る。並木の松の木も、二抱もある程のがによき／＼と残つて居て、然かも、山の背に道が造つてあるから、坂を下りながら、右も左も眺められる、伊豆駿河の平原、富士愛麗

の山容、駿河灣の波濤までが、一眸の中に入るのだから、之程のパノラマは、少くとも、東海道中他のところにはない。』

この文章には直接に並木の事を云つてはゐないが、自動車でドライブする様になる道路に於ても、矢張り美しい並木があつてこそ、景色が一層よくなると云つて居る。近代道路に於てこそ、一層並木は必要なのである。徳川時代には歩行者は、行つても行つても松原のなかを歩いてゐる様な氣持になると云ふので、一里毎に塚を建てゝ櫻を植えたのだが、自動車旅行には、一里も數分の旅程である。旅行者の限界が、大變に大きくなつて來るので、並木の美しさが、沿線の景色に點景せられるから、其の重要さも増して來ると云ふものである。

右の文章のうち、湯本三枚橋からの舊道の大きな並木を伐拂つてしまつたと書いてあるが其の金で・宮下から上の新道の改修をしたのださうだ。新道改修費が別に得られゝば、之れも残して置いた方が宜かつただらう。新道が出来

る様な時にはもう舊道は要らない様に考へてゐたであらうが、箱根が國立公園になる様な今になつて見れば、又此の舊道に沿ふて自動車が通るやうになつた今では、全く惜しいことだと思ふ。

處で大正十四年の夏に土木主任官會議、即ち全國の土木課長が、内務省に集まつて、一般土木事務に就ての會議が開かれた。丁度、其の頃、事務簡捷といふ様な事が、頻りに云はれてゐた時だつたので、此の會議でも其の事務簡捷に關するものが、相當協議せられた。其の時、此の道路維持修繕令の第十三條が、問題になつたのである。即ち並木の枯損せるもの、及障害になるものを、伐採する場合、一々内務大臣の認可を受けなければならぬのは、甚だ事務に繁雜ならしめて、然も其の意義のないものである。殊に唯一本の並木を切る様な場合にも、一々申請しなければならないことは、間違つてゐると殆んど満場の意見であつた。之の意見には一理はあると思ふ。大體、並木のいゝものが無暗に切られる事を防止するのが、本來の目的であつて、

枯損したものや、障害あるものを切るのは、當然の事であるからである。然し此の法令が間違つてゐるのでは絶対にない。いゝ並木を切る事は道路の幅員を狭めると同じ様に、避けなければならないので、一々内務大臣が見てゐる譯でないものであるから、枯損や、障害に名をかりて、いゝ並木が伐り倒される事を未前に防ぐ必要上の手段に他ならないのである。

又、土木に關係してゐない、道路上に理解のない人の壓迫から、伐らなければならぬ様な場合もあらうから、之をも内務大臣は、國の力で防がうとしてゐたのであらうと思ふ。真心から道路を愛し並木を保護しやうといふ氣持さへあるならば、私は此の法令でいゝと云ひたい。又或は法令などなくてもいゝかも知れない。然し枯損木一本切るにも、内務大臣の指揮を仰がなければならぬのか。夫れまで、地方長官を信じ得ないのか。地方官に並木が保護されなければならぬ位の譯が、解らないとでも思つてゐるのか。と正面から云はれては、内務大臣もさうだとは云へまない。結局大正十四年九月二十四日内務省令第十六號で、第

十三條の第二號が、次の様にかへられた。之が現行のものである。

前項各號ノ場合ニ於テ並木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採シタトキハ其ノ位置、種類、員數、價格並伐採ノ事由ヲ具シ六ヶ月毎ニ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

となつた。事務簡捷の目的を達することから云へば、重要な改正になつた。又其の後いゝ並木の伐り拂ははれたと云ふ話も聞かない。神明國道の松の並木の如きは、線形を代へて迄も、其の保存に努めてゐる。だが此處のは道路の關係もあつて並木敷になるべき部分が、木に對して少ざ過ぎる。之れ以上の事は、或は出來なかつたかも知れないが、周囲が鋪装道路になつてゐるから、松の木の根は窒息して、程ならず、之れは枯れてしまうだらう。木の根だつて呼吸をしなければならない。昔の道路の並木敷と云ふ敷地は、あれは餘分なものでなく、並木には必要なものなのである。愛媛縣で明治十八年から二十三年迄、國庫の補助を受けて、松山市から高知市に達する道路の改修されたものがあ

る。此の道路の線形は、見事なものだ、私は之れを大正十二年の冬、ドライブした事があつたが、其の降りの時、自動車はエンジンを止めて五六里の間、時速三十哩乃至四十哩の速さで走つた。路面も當時は大變によかつたが、途中澤山の荷馬車に出会つても、少しも、其の爲めに速力をとす必要もなかつた。ひどい山があるので、頂上には、

一面雪のある様な處で、曲線も多いのだが、ドライブには一向差し支へがなかつた程、いゝ線形だつた。其の改修された人の話も、其の時聞いた。新しい學問に依る改修法だと聞いた。だが其の後二三度行つたが、路面が非常に荒れてゐたから、もうそんな藝當は出來なかつたが、線形は實にいゝ。其の道路の松山市から山に差しかゝる間が約二里足らずあらうかと思はれたが、其の間は大體直線に出來てゐて、夫れに並木敷があつて並木が植えてあつたさうだ。處が何時頃の事であつたか遂に聞き漏らしたが、其の並木敷を拂ひ下げてしまつたと、云ふのである。惜しい事をしたのだと思つたが、相當古い事だから何とも仕方がない。

處が私は中川幸太郎氏が、岩手縣の土木課長をしてゐられた頃、國道の並木を澤山一度に伐つてしまつたと云ふ話を、最近聞いた。私は夫を今までちつとも知らなかつたが、聞いた上は黙まつて居られない。中川氏の土木課長をせられてゐたのは、大正十三年だから、十四年の土木主任官會議よりは前の事になる。

其の並木を伐つて二十萬圓に拂ひ下けて、夫で學校を建てたと云ふのである。道路改修費に宛てるとか、何とか云つて伐りかゝつて、それで學校にしてしまつたのである。其の代償として年々四萬圓宛道路修繕費に出すとか、何んとか云つてゐたが、夫も實現しないのださうだ。

今、岩手縣の國道を通つて見ると、直徑二三尺もある生々しい其の並木の伐り口が、路側にすつと續いてゐるの事だ。聞いただけでも、何んと酷らしい事をしたものだらうと思ふ。「體この邊の並木は、ちつとも間伐されなかつたので、又枝の打拂ひもしなかつたので、道路は全く隠になつてしまふ程、鬱蒼とおい繁つてゐたのださうである。

手入れが、少しもされてゐなかつたのである。夫れだから全線に亘つて適當に、間伐したのだつたらよからう。又あたり前から云つても斯くしなければ、道路の維持は、出来ないものである。處が夫れを、或る區間は全部伐り拂ひ、或る部分は其の鬱蒼とした儘、放置されてゐると云ふのである。何んと考へのないことをしてしたものだらう。

中川幸太郎氏よ。私は右の話がほんとうならば、あなたは日本の國に對して、全くも早や償ふことの出來ない事をしてしまつたのだと云ひ度い。土木技術者としてそれでいいのか。或は縣の財政が逼迫してゐるので、萬止むを得ず直接道路に關係のない、幾らかでも我慢の出来る並木を伐つたのだと云ふかも知れない。背に腹はかへられないと云ふのかも知れない。けれども、二十萬圓に評價したと云ふ事が、私は大變な誤算ぢやないか知らと思ふ。餘りに眼先の見えない、其の場限りの事をせられたものだと思ふ。岩手は未開墾地が澤山ある。今の間に合はないが、遠き將來のために、日本の國のために、夫れに水路を附けて開墾する

と云ふ様な事こそ、或は遠大すぎるかも知れないが、幾らかでもせられゝばいゝのに、又途方もないことをせられたと云ふものだ。

私はあなたに夫れを伐り拂はれた時のお考へを聞きたいばかりに此の文章を書いたのである。知つた振りをしてつまらぬ事を書いたと云はれるかも知れないが、こんな並木のことなど、一二冊も普通の歴史の書物を讀めば、書いてある事なのだから、少しも自慢になる事ぢやない。只並木と云ふものが如何に吾國にあつて、重大視せられてゐたかを、一應書いて見なければ話にならないと思つただけである。あなたの考へを知りたがつてゐる者は、私ばかりであるまい。誌上に於て御答辯を是非お願ひする。